

国会法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第三号）による常任委員会

国会 回次	内閣	地方 行政	法務	外務	大蔵	文教	社会 労働	農林 水産	商工	運輸	通信	建設	予算	決算	議院 運営	懲罰	計
第二十二回—第六十三回	二〇	二〇	二〇	二〇	二五	二〇	二〇	二五	二〇	二〇	二〇	二〇	四五	三〇	二五	一〇	三六〇
第六十四回—第二百十回	二〇	二〇	二〇	二〇	二五	二〇	二〇	二五	二〇	二〇	二〇	二〇	四五	三〇	二五	一〇	三六二

国会法の一部を改正する法律（平成三年法律第七二号）による常任委員会

国会 回次	内閣	地方 行政	法務	外務	大蔵	文教	厚生	農林 水産	商工	運輸	通信	労働	建設	予算	決算	議院 運営	懲罰	計
第二百十一回—第四百十一回	一九	一九	一九	一九	二三	一九	一九	二	一九	一九	一九	一九	一九	四五	三〇	二五	一〇	三六二

国会法の一部を改正する法律（平成九年法律第一二二号）による常任委員会

国会 回次	総務 法務	地方 行政 警察	外交 防衛	財政 金融	文教 科学	国民 福祉	社会 労働 政策	農林 水産	経済 産業	交通 情報 通信	国土 環境	予算	決算	行政 監視	議院 運営	懲罰	計
第四百十二回—第四百十六回	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	四五	三〇	三〇	二五	一〇	三九二

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成十一年法律第一一六号）による
常任委員会

国会 回次	総務 法務	地方 行政 警察	外交 防衛	財政 金融	文教 科学	国民 福祉	労働 社会 政策	農林 水産	経済 産業	交通 情報 通信	国土 環境	国家 基本 政策	予算 決算	行政 監視	議院 運営	懲罰	計
第百四十七回―第百五十回	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	二〇 四	四 三〇	三〇 三〇	三〇 二五	一〇	四二

国会法の一部を改正する法律（平成十二年法律第一三七号）による常任委員会

国会 回次	内閣 総務 法務	外交 防衛	財政 金融	文教 科学	厚生 労働	農林 水産	経済 産業	国土 交通	環境	国家 基本 政策	予算 決算	行政 監視	議院 運営	懲罰	計
第百五十一回	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	二 二	二〇 二〇	四 四	三〇 三〇	二五 二五	一〇	四二
第百五十二回―第百五十九回	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	二 二	二〇 二〇	四 四	三〇 三〇	二五 二五	一〇	四七
第百六十回―第百九十八回	二〇 二五	二〇 二五	二 三	二〇 二〇	二五 二五	二〇 二〇	三 三	二五 二五	二〇 二〇	二〇 二〇	四 四	三〇 三〇	三〇 三〇	一〇	四二
第百九十九回―第百八回	二 二	二 二	二 二	二〇 二〇	二五 二五	二 二	三 三	二五 二五	二〇 二〇	二〇 二〇	四 四	三〇 三〇	二五 二五	一〇	四〇
第百九回―	三 三	三 三	三 三	三 三	二五 二五	三 三	三 三	二五 二五	二 二	二〇 二〇	四 四	三〇 三〇	二五 二五	一〇	四三

(注)

- 1 国会法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八七号)による常任委員会の種類の改正は、第三回国会の召集日から施行することとなっていたが、第三回国会の召集日に、再度、法律第二一四号により常任委員会の種類の改正(法律第八七号による行政調査及び人事委員会は、法律第二一四号により内閣委員会及び人事委員会に改められた。その他の委員会は両法律とも同じ。)が行われ即日施行されたため、実施されなかつた。
- 2 第十三回国会(昭和二十六年十二月十日召集)において、参議院規則の一部改正(昭和二十六年十二月十五日議決)により人事、外務、経済安定の各委員会の委員数が変更された。
- 3 第六十四回国会(昭和四十五年十一月二十四日召集)において、参議院規則の一部改正(昭和四十五年十一月二十四日議決)により社会労働及び商工の各委員会の委員数が変更された。
- 4 国会法の一部を改正する法律(平成三年法律第七二号)により、社会労働委員会が厚生委員会及び労働委員会に分割されたことに伴い、第百二十一回国会(平成三年八月五日召集)において、参議院規則の一部改正(平成三年八月五日議決)により予算、決算、議院運営及び懲罰を除く各委員会の委員数が変更された。
- 5 第百四十一回国会(平成九年九月二十九日召集)において、国会法の一部を改正する法律(平成九年法律第一二二号)により、常任委員会の種類が改められるとともに、参議院規則の一部改正(平成九年十二月十二日議決)により各委員会の委員数が定められた。
- 6 第百四十五回国会(平成十一年一月十九日召集)において、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成十一年法律第一一六号)により、国家基本政策委員会が設置されるとともに、参議院規則の一部改正(平成十一年七月二十六日議決)により同委員会の委員数が定められた。
- 7 第百五十回国会(平成十二年九月二十一日召集)において、国会法の一部を改正する法律(平成十二年法律第一三七号)により、常任委員会の種類が改められるとともに、参議院規則の一部改正(平成十二年十一月二十九日議決)により各委員会の委員数が定められた。
また、議員定数の削減に伴い、右規則改正により、平成十三年及び同十六年の通常選挙後第一種委員の総数をそれぞれ五人ずつ減ずることとされた。
- 8 第百九十六回国会(平成三十年一月二十二日召集)において、参議院規則の一部改正(平成三十年七月二十日議決)に

9 より、平成三十一年（令和元年）の通常選挙後行政監視委員会の委員数を変更することとされた。
第百九十八回国会（平成三十一年一月二十八日召集）において、参議院規則の一部改正（令和元年六月二十一日議決）

により、令和元年の通常選挙後内閣、法務、農林水産の各委員会の委員数を変更することとされた。

10 第百八回国会（令和四年一月十七日召集）において、参議院規則の一部改正（令和四年六月一日議決）により、令和四年の通常選挙後内閣、文教科学、環境の各委員会の委員数を変更することとされた。